県有物品の売払いに係る一般競争入札

十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。
次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二

平成二十八年九月七日

青森県警察本部長 大塚 泰博

次に掲げる物件の売却一般競争入札に付する事項

車両 三十一台

- 一 入札に参加する者に必要な資格
- 該状態が継続している者でないこと。はこれに準ずるものとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当2 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しく
- であること。
 であること。
- 古物商許可証を有している者であること。
- 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課調度係

入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 第一会議室

2日時

平成二十八年九月二十九日 十一時

五 入札保証金及び契約保証金

要約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約

金額)の百分の五以上に相当する金額

落札決定の日から七日以内契約書の取り交わしの時期

七 代金の納入期限

契約の締結の日から十五日以内に全額納入とする。

八 その他

- 違反した入札は無効とする。 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に
- 動隊(青森市大字新城字天田内百三〇の三)ほかにて行う。
 2 現場説明は、平成二十八年九月十四日十四時から、青森県警察本部警備部機
- 問い合わせ先

青森県警察本部 会計課調度係

電話 〇一七—七二三—四二一一